



# 第12回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時 2026年3月26日(木曜日)午前10時  
受付開始:午前9時30分

開催場所 東京都品川区西品川一丁目1番1号  
住友不動産大崎ガーデンタワー17階  
当社 セミナールーム  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議 案 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等設定の件  
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する  
譲渡制限付株式の割当てのための報酬等決定の件

セーフィー株式会社  
証券コード:4375

# 株主のみなさまへ

平素より格別のご支援並びにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

セーフイーは映像を活用することで、生活者の「第3の眼」として一歩先の未来を見据えた意思決定の機会を実現したいという想いを胸に、2014年に創業しました。

私たちは「映像から未来をつくる」というビジョンのもと、あらゆる現場をデータ化し、社会の在り方そのものを変革しようとしています。2025年までに築き上げた確かな基盤を糧に、2026年、セーフイーは映像プラットフォームを活用した新サービスを次々と市場へ放ち、圧倒的な社会実装を成し遂げる「成長期の第2フェーズ」へと突入します。私たちはここから、現場DXをAIによる変革「現場AX」へと進化させ、「成長率の再加速」と「利益の創出」という両輪を同時に回していくことをここに宣言いたします。

2025年は「Safie Trail Station(セーフイー トレール ステーション)」の投入により、既設カメラのクラウド移行を加速させ、「現場AX」の基盤となるカメラ台数のシェアを拡大しました。蓄積した映像データとAIを掛け合わせることで、現場の課題を解決する高付加価値ソリューションを展開し、顧客単価向上への足がかりを築いています。あわせて専門領域を持つグループ各社を設立し、機動的な連携による課題解決が本社事業と強固なシナジーを生み出すことで、持続的な成長を支える盤石なグループ経営体制を整えてまいります。

2026年、私たちは「デバイスの拡充」から「フィジカルAIが中心となる時代での価値創造」へと大きく舵を切ります。新たに展開する「Safie AI Studio(セーフイー エーアイ スタジオ)」を通じ、現場ごとに異なる多様なニーズへ最適化されたAIソリューションをリアルタイムに活用できる環境を提供いたします。さらに、入退室管理や警備ソリューションとの連携を深化させることでカメラ一台で防犯・管理・効率化のすべてを完結させる唯一無二の「知能化された現場インフラ」を社会へ実装してまいります。

「現場DX」にAIが実装され、社会が大きくアップデートされる一。この歴史的な転換点を勝ち抜くため、新たな経営体制へと移行いたしました。私自身は代表取締役社長CEOとして「次なる事業の種」を育て、未来の成長を牽引し、

# 映像から未来をつくる

Create a better future with intelligent vision

取締役COOの古田は顧客起点での事業成長を指揮しながら、M&Aや財務戦略を事業運営に高度に直結させます。そして取締役CTOの森本が、圧倒的な技術力でAIを組み込んだ最新ソリューションを具現化してまいります。この強固な三位一体の体制によって意思決定を極限まで加速させ、すべての現場で「現場AX」が当たり前となる、非連続な成長戦略を力強く実行してまいります。

私たちが目指すのは、映像データとAIソリューションの力で、現場で働く皆さんをエンパワーメントし、皆さんがよりクリエイティブに、そして「ラクに」判断できる環境を創造することです。「映像から未来をつくる」という志を胸に、新体制となったセーフイーは、現場の「当たり前」を塗り替え、誰もが豊かに働ける社会をどこよりも早く実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後もなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長CEO  
佐渡島 隆平

セーフイーは日本中、世界中のカメラの映像をクラウド化し、自分のため、社会のために誰もが活用できる映像プラットフォームを提供します。カメラをはじめとしたあらゆる映像デバイスとインターネットを繋ぎ、データ化することでひとりひとりが日々の意思決定をスピーディーかつ効果的に行い今いるその場で世界を見渡せる次の時代をつくります。その鍵となるのが、映像、クラウド、そしてAI技術です。それらを駆使して現場で働く方々をエンパワーメントする「現場AX (AIトランスフォーメーション)」を推進し、物理的な距離や時間の制約を超え現場の可能性を最大化させてまいります。



証券コード 4375  
2026年3月6日

株 主 各 位

東京都品川区西品川一丁目1番1号  
セーフィー株式会社  
代表取締役社長 佐渡島隆平

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://safie.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「セーフィー」又は証券「コード」に「4375」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

事前の議決権行使については、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただくか、議決権行使サイトより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

- 記
1. 日時 2026年3月26日(木曜日) 午前10時
  2. 場所 東京都品川区西品川一丁目1番1号  
住友不動産大崎ガーデンタワー17階 当社セミナールーム  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第12期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第12期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等設定の件
  - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等設定の件
  - 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等決定の件
4. 招集にあたっての決定事項  
下記【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、交付書面から記載を省略しております。

- (1) 事業報告「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- (2) 連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- (3) 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- (4) 監査報告の「連結計算書類に係る会計監査報告」「会計監査報告」「監査役会の監査報告」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

当日は、本株主総会終了後、引き続き同会場において株主の皆様との貴重な対話交流の場として、また、当社の事業内容についてのご理解を深めていただくことを目的とした株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、株主懇談会においてはお食事等のご用意はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 【議決権の行使等についてのご案内】

- (1) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い  
議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い  
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い  
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年3月26日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### 書面で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

見本

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号、第4号、第5号、第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

#### 第2号、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

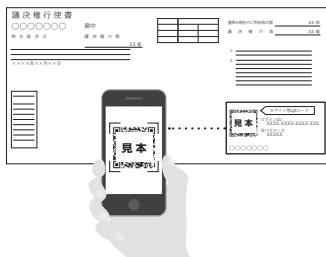
書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

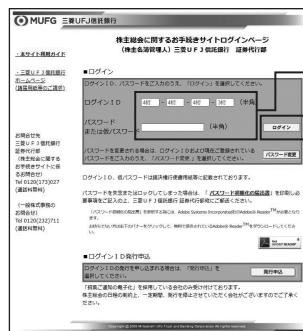
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、「映像から未来をつくる」というビジョンのもと、更なる成長と企業価値向上を実現するため、取締役会の機能を一層強化することといたしました。変化の激しい経営環境において、取締役がそれぞれの知見・専門性を最大限に発揮し、中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、経営の意思決定および業務執行の迅速化を図るとともに、監督機能の強化と経営の透明性向上が不可欠と考えております。

監査等委員会設置会社への移行により社外取締役を増員し、活発な議論を行うことで取締役会の活性化を図り、取締役会のモニタリング機能を強化し経営の公正性及び透明性を高めるとともに、グローバルなステークホルダーからも理解が得られやすいガバナンス体制を構築し、ステークホルダーの皆様とともに成長していくことを目指します。

つきましては、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、これらに伴う関連規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、今回の株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、3名以上とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、3名以上とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会はその決議によって、<u>代表取締役</u>社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会はその決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)  第26条 (条文省略)  第5章 <u>監査役及び監査役会</u>  <u>(員数)</u>  第27条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u>  <u>(選任方法)</u>  第28条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>  <u>(任期)</u>  第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</u>  <u>(常勤監査役)</u>  第30条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>  <u>(監査役会の招集通知)</u>  第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、前項にかかわらず、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)  第27条 (条文省略)  第5章 <u>監査等委員会</u>  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事業年度) 第34条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、前項にかかわらず、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(事業年度) 第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 (条文省略)</p> <p>(中間配当金) 第36条 (条文省略)</p> <p>(配当の除斥期間) 第37条 (条文省略)</p> <p>(定款に定めのない事項) 第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当金) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(定款に定めのない事項) 第34条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役及び監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第35条 当社は、第12回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償を、各監査等委員の同意を得ることを条件に、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、第12回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役4名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

さ ど しま りゅう へい  
**佐渡島 隆平** (1979年10月23日)

所有する当社の株式数 ……………13,264,658株  
在任年数 ……………11年5か月  
取締役会出席状況 ……………16/16回

再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1999年12月	Daigakunote.com 創業	2010年10月	モーションポートレート株式会社 入社
2002年4月	ソネット株式会社（現 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社） 入社	2014年10月	<b>当社設立 代表取締役社長 CEO（現任）</b>

【取締役候補者とした理由】

佐渡島隆平氏は、ソネット株式会社を経て2014年10月に当社を設立し、当社代表取締役として映像プラットフォーム事業を推進してまいりました。当社の持続的な成長のために、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執ることが最適であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

もり もと かず ま  
**森本 数馬** (1978年7月29日)

所有する当社の株式数 ……………4,140,769株  
在任年数 ……………11年5か月  
取締役会出席状況 ……………16/16回

再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

2001年4月	ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社） 入社	2013年11月	モーションポートレート株式会社 入社
2012年8月	グリー株式会社（現 グリーホールディングス株式会社） 入社	2014年10月	<b>当社設立 取締役開発本部長 兼 CTO（現任）</b>

【取締役候補者とした理由】

森本数馬氏は、ソニー株式会社を経て2014年10月に当社を設立し、開発部門を管掌として映像プラットフォーム事業を推進してまいりました。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ふる た てつ はる  
古田 哲晴 (1982年3月27日)

所有する当社の株式数 ……550,769株  
在任年数 ……6年5か月  
取締役会出席状況 ……16/16回

再任

## 【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

2006年4月	McKinsey&Company Inc. 入社	2019年10月	当社取締役経営管理本部長 兼 CFO
2010年11月	株式会社産業革新機構 入社		
2017年3月	当社入社 経営管理本部長	2026年1月	当社取締役 兼 COO (現任)

## 【取締役候補者とした理由】

古田哲晴氏は、McKinsey&Company Inc.、株式会社産業革新機構を経て2017年3月に当社に入社し、取締役経営管理本部長兼CFOとしてコーポレート部門を管掌し、適切に職務を遂行しておりました。また、2026年からは取締役COOとなり、顧客起点での事業展開を指揮しております。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

いわ た しょう いち ろう  
岩田 彰一郎 (1950年8月14日)

所有する当社の株式数 ……92,441株  
在任年数 ……5年7か月  
取締役会出席状況 ……16/16回

再任

## 【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1973年3月	ライオン油脂株式会社 (現 ライオン株式会社) 入社	2020年8月	当社 社外取締役 (現任)
1986年3月	プラス株式会社 入社	2021年6月	エステー株式会社 社外取締役 (現任)
1992年5月	同社 営業本部アスフル事業推進室室長	2021年9月	Arithmer株式会社 社外取締役 (現任)
1997年3月	アスフル株式会社 代表取締役社長	2022年5月	株式会社Hacobu 社外取締役 (現任)
2000年5月	同社 CEO	2025年6月	ロート製薬株式会社 社外取締役 (現任)
2006年6月	株式会社資生堂 社外取締役		
2019年9月	株式会社フォース・マーケティング グランドマネージメント設立 代表取締役社長 (現任)		

## 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

岩田彰一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は事業会社の代表取締役を長年務めたことから、経営に関する豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩田彰一郎氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 岩田彰一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年7ヶ月となります。
  4. 当社は、岩田彰一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
  5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役各候補者は全て再任の候補者となるため、既に当該保険契約の被保険者に含まれており、選任後も引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
  6. 当社は、岩田彰一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

なか しま さや か  
**中島 早香**

(1982年1月21日)

所有する当社の株式数 ……………0株  
在任年数（当社監査役としての在任期間含む）  
……………6年2か月  
監査役会出席状況 ……………14/14回

#### 【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

新任	2006年12月	あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入所	2020年1月	当社 常勤社外監査役（現任）
	2010年7月	公認会計士 登録	2022年11月	レンティオ株式会社 社外監査役（現任）
社外	2017年12月	株式会社イグニス 社外取締役（監査等委員）	2025年8月	株式会社Mellow 社外監査役（現任）

#### 独立

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

中島早香氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、常勤での監査等委員としての経験もあることから、それらの知識経験に基づき、当社の監査役として監査を行ってまいりました。今後とも当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、その高い見識や豊富な経験に基づき、中立的且つ客観的な立場から発言をし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。

候補者番号

2

く どう かつ み  
**工藤 克己** (1958年6月18日)

所有する当社の株式数 ……………0株  
 在任年数(当社監査役としての在任期間含む)  
 ……………7年  
 監査役会出席状況 ……………14/14回

新任

## 【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1981年4月	ソニー電子株式会社(現 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社)入社	2012年10月	同社 執行役員
		2013年12月	同社 取締役執行役員
		2015年6月	同社 取締役執行役員常務
		2016年4月	同社 取締役執行役員SVP
1994年11月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社) 出向	2019年3月	当社 社外監査役(現任)
2001年11月	ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) 入社	2021年2月	株式会社 AIR-U 社外監査役(現任)

社外

独立

## 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

工藤克己氏は、事業会社の取締役等を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。その知識経験に基づき、当社の監査役として監査を行ってまいりました。今後とも当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

3

おか だ あつし  
**岡田 淳** (1979年3月11日)

所有する当社の株式数 ……………0株  
 在任年数(当社監査役としての在任期間含む)  
 ……………5年11か月  
 監査役会出席状況 ……………14/14回

新任

## 【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

2002年10月	弁護士登録 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業) 入所	2012年1月	森・濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業) パートナー(現任)
2008年1月	ニューヨーク州 弁護士登録	2016年11月	ワンダープラネット株式会社 社外監査役(現任)
		2020年4月	当社 社外監査役(現任)
		2025年12月	株式会社エクシオホールディングス 社外監査役(現任)

社外

## 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

岡田淳氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験と知見を有しております。その知識経験に基づき、当社の監査役として監査をおこなってまいりました。今後とも当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、その高い見識や豊富な経験に基づき、中立的且つ客観的な立場から発言をし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は中島早香氏及び工藤克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。なお、岡田淳氏も東京証券取引所が定める独立性要件は満たしておりますが、所属する森・濱田松本法律事務所外国法共同事業の方針により、独立役員として指定しないことを選択しております。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、各候補者の選任が承認された場合は、各候補者との当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。監査等委員である取締役各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等設定の件

現在の取締役の報酬額は、2021年3月31日開催の第7回定時株主総会で決議された年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認頂き、現在に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の設定についてご承認をお願いするものであります。

本議案は、今回の監査等委員会設置会社への移行に伴い、選任予定の候補者の員数や現行の報酬の金額、経営環境や他社役員報酬水準等を総合的に勘案した結果、新たな報酬額は、2021年3月31日開催の第7回定時株主総会においてご承認いただいた額と同一である年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とさせて頂きたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、事業報告（3. 会社役員の状況（5）取締役及び監査役の報酬等）に記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とすることを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が承認可決された場合、監査等委員でない取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等設定の件

現在の監査役の報酬額は、2021年3月31日開催の第7回定時株主総会で決議された年額30百万円以内としてご承認頂き、現在に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の監査役の報酬額を廃止したうえで新たに監査等委員である取締役の報酬額の設定についてご承認をお願いするものであります。

本議案は、今回の監査等委員会設置会社への移行に伴い、選任予定の候補者の員数や現行の報酬の金額、経営環境や他社役員報酬水準等を総合的に勘案した結果、新たな報酬額は2021年3月31日開催の第7回定時株主総会でご承認いただいた額と同額の年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

現在の監査役は3名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2021年3月31日開催の当社第7回定時株主総会において、年額300百万円以内として、ご承認をいただいております。また、かかる取締役の報酬限度額とは別枠として、2023年3月30日開催の当社第9回定時株主総会において、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）として、ご承認いただき、現在に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額の設定について2023年3月30日開催の当社第9回定時株主総会においてご承認いただいた内容と同様の内容について、ご承認をお願いするものであります。

今般、当社は、当社の社外取締役を含めた取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の社外取締役を含めた取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第4号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、2023年3月30日開催の当社第9回定時株主総会でご承認いただいた額と同額の年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.1%程度（2023年度から10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1%程度）と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2022年3月1日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は、事業報告（3. 会社役員の状況（5）取締役及び監査役の報酬等）に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」のご承認が得られた場合、監査等委員でない取締役は4名となります。

## 記

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役（監査等委員である取締役を除く。）に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して割当てする譲渡制限付株式の総数50,000株（うち社外取締役10,000株）を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割当てる予定です。

以 上

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、家から街まであらゆるビジネスシーンで活用されている映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援するクラウド録画型映像プラットフォーム「Safie（セーフィー）」を開発・提供しております。「Safie」は高画質・安価・安全で、いつでもどこでも誰もが簡単にスマートフォンやパソコンで利用でき、小売・飲食・サービス・建設・物流・製造・インフラ・公共・医療などの幅広い業界にて活用いただいております。

現在、日本が抱える少子高齢化・労働人口減少の問題は地方でも都市部でも顕在化しており、2040年には働き手が現在の8割になるという「8掛け社会」が到来する（注1）と推定され、人々の生活に多大なる影響を及ぼすと考えられています。この不可避な労働力不足において、従来業務効率化だけでは限界を迎えつつあり、今後、AIを活用し、現場そのものを「自律化」させることがますます必要になっていきます。生成AIをはじめとするAI技術の社会実装はデジタル空間において急速に進展している一方で、リアルな現場の事象をデータ化・解析し、自律的な判断・制御を可能にする「フィジカルAI」の活用が目まぐるしく集まっています。

当社グループでは、2028年時点における既設（オンプレミス）カメラ市場を約900万台と予測しております（注2）。当連結会計年度において、当社はクラウドカメラ市場の枠を超え、より大きな既設カメラ市場での事業拡大を目的とし、中・大規模施設におけるシェア拡大の鍵となる「Safie Trail Station（セーフィー トレール ステーション）」を投入いたしました。これにより、これまで技術的・コスト的な制約から困難であった既設カメラのクラウド移行が可能になり、あらゆる現場に設置したカメラ映像のクラウド化を推進しております。

同時に、蓄積された膨大な映像データに最新のAI技術を掛け合わせることで、業界固有の課題を解決する高付加価値なDXソリューションを展開しています。建設業界では、施工前の管理から施工中の安全・進捗管理、さらには竣工後の保守・メンテナンスに至る一連の業務フローを網羅的に支援しております。また、小売・サービス業界では、店舗運営を丸ごとセーフィー化し、AIによる動線解析やオペレーションの業務効率化を通じて、顧客のビジネスモデル変革に寄与しつつあります。

これらの業界特化型ソリューションを迅速かつ多数量産するための基盤として、当社は2026年2月にAI開発・運用プラットフォーム「Safie AI Studio（セーフィー エーアイ スタジオ）」の提供を開始しました。本プラットフォームは、現場ごとに異なる多様なニーズに応じたAIソリューションを効率的に開発・実装する環境を提供し、高付加価値サービスの展開ス

ピードを飛躍的に高めるものです。これにより、顧客ニーズにあったAIソリューションを素早く、大量に生み出し、現場のAX（注3）を強力に推進してまいります。

さらに、持続可能な成長基盤を強化すべく、当連結会計年度よりAI警備・セキュリティプロダクトを提供する「セーフィーセキュリティ株式会社」、保守・施工の専門子会社「セーフィーフィールドワークス株式会社」、セーフィーのサービスやソリューションをグローバルへ展開するためタイに「SAFIE (THAILAND) CO., LTD.」を設立いたしました。各領域において専門性を研ぎ澄ませた複数のグループ会社を設立し、これらの新たなグループ会社とともに、当社グループの映像プラットフォーム事業の成長を加速させていきます。

当社グループKPIであるARRは2025年12月末時点で14,523百万円（2024年12月末比21.7%増、注4）、課金カメラ台数は35.4万台（2024年12月末比20.8%増、注5）になりました。カメラ等の機器販売や設置作業費などが含まれるスポット収益は5,914百万円となり、クラウド録画サービス、一部のカメラのレンタルサービスや、LTE通信費、画像解析サービス等を含むリカーリング収益は13,114百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高19,029,026千円（前連結会計年度比26.4%増）、営業損失81,587千円（前連結会計年度は580,565千円の営業損失）、経常損失119,346千円（前連結会計年度は623,592千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益437,887千円（前連結会計年度は1,552,485千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- (注) 1. 出典元：リクルートワークス研究所：「未来予測2040 労働供給制約社会がやってくる」
2. 日本国内における監視/モニタリングカメラ稼働台数は、矢野経済研究所「2024年度版監視カメラ市場予測と次世代戦略」において監視/モニタリングカメラの使用年数を5～7年と仮定しつつ、取材で得た情報を基に算出された当社試算の推定値。
  3. AI Transformationの略語。AI技術を活用し、企業におけるこれまでの組織やシステム、ビジネスモデル、業務オペレーション等をより付加価値の高いものへ変貌させ、利益や生産性の向上を図ることをいう。当社グループでは特に現場のオペレーションの変革をAIで加速させることを現場AXと称している。
  4. ARR：Annual Recurring Revenue。対象月の月末時点のMRR（Monthly Recurring Revenue）を12倍して算出。MRRは対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額（販売代理店経由の売上を含む）。
  5. 課金カメラ台数は、各四半期に販売したカメラ台数ではなく、各四半期末時点で稼働・課金しているカメラ台数。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度の設備投資等の総額は86,562千円であり、主な内容は大崎オフィスの什器等の取得32,608千円であります。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2022年12月期)	第 10 期 (2023年12月期)	第 11 期 (2024年12月期)	第 12 期 (当連結会計年度 (2025年12月期))
売 上 高(千円)	9,252,550	11,817,209	15,049,858	19,029,026
経 常 損 失 (△)(千円)	△ 1,298,701	△ 1,110,518	△ 623,592	△ 119,346
親会社株主に帰属する 当期純利益又は(千円) 当期純損失(△)	△ 1,434,321	△ 1,438,686	△ 1,552,485	437,887
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△ 27.05	△ 26.34	△ 28.07	7.88
総 資 産(千円)	12,725,542	11,701,532	11,024,087	12,080,583
純 資 産(千円)	11,241,467	10,016,941	8,569,167	9,224,521
1株当たり純資産(円)	208.56	181.26	153.97	162.76

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2022年12月期)	第 10 期 (2023年12月期)	第 11 期 (2024年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	9,252,550	11,817,209	15,024,401	18,914,187
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△ 1,290,865	△ 1,072,327	△ 527,917	4,525
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△ 1,426,396	△ 1,400,315	△ 1,462,283	428,103
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△ 26.90	△ 25.63	△ 26.44	7.70
総 資 産 (千円)	12,733,378	11,747,649	11,104,296	12,064,612
純 資 産 (千円)	11,249,393	10,063,237	8,676,340	9,196,490
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	208.71	182.09	156.30	164.53

### (3) 重要な子会社及び関連会社の状況 (2025年12月31日現在)

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
セーフィー ベンチャーズ 株式会社	東京都 品川区	50	スタートアップ企業を 中心に、広く先進的 IT・サービス企業への 投資	100.00	役員の兼任あり 資金援助あり 管理業務の受託
Kix株式会社	東京都 品川区	50	システム開発、DXコ ンサルティング	70.00	当社商品を提供 管理業務の受託
SAFIE VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	53	ベトナムにおける販売 活動	100.00	役員の兼任あり 資金援助あり 当社商品を提供
セーフィー セキュリティ 株式会社	東京都 品川区	112	遠隔見守りサービスの 開発・運営および関連 サービスの提供	61.20	役員の兼任あり 管理業務の受託
セーフィー グロース パートナーズ 株式会社	東京都 品川区	20	レンタル・リース事業	100.00	役員の兼任あり 管理業務の受託
セーフィー フィールド ワークス 株式会社	東京都 品川区	25	ネットワークカメラ・ 通信機器・その他弱電 設備の販売、施工、保 守サービスの提供	100.00	役員の兼任あり
SAFIE (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク	54	タイにおける販売活動	49.00	役員の兼任あり

- (注) 1. 2025年1月6日にセーフィーセキュリティ株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。
2. 2025年7月1日にセーフィーグロースパートナーズ株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。
3. 2025年11月4日にセーフィーフィールドワークス株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。
4. 2025年12月26日にSAFIE(THAILAND) CO., LTD.を設立し、同社を連結子会社といたしました。

② 重要な関連会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合 (%)	関係内容
MUSVI 株式会社	東京都 品川区	100	実空間接続プラットフォームの開発・企画・運営・テレプレゼンスシステムの販売・リース及びコンサルティング	16.67	サービスの一部を当社に提供 役員の兼任あり

#### (4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、対処すべき主な課題は以下のとおりとなります。

##### ① 優秀な人材の採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や企画開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。特に経営戦略の実現の中で、業界毎の顧客ニーズを正確に把握し、業界別のソリューションを開発していくことが重要と考えており、顧客ニーズを適切に把握できる営業や企画開発の人員を強化していくことが必要であります。当社グループのミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

##### ② 情報管理体制の継続的な強化

当社グループは多くの個人情報を取っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。当社グループの経営方針に従って、映像から未来をつくるために、当社グループは膨大な顧客の映像データを管理することになり、プラットフォームとしての健全性を強く求められると認識しております。当社グループで取り扱う映像データは個人が特定できる鮮明な画像であることが多く、原則として個人情報に該当するため、現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社外有識者とのデータガバナンスに関する会議を定期的実施し、社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

##### ③ 技術力の強化と追加サービスの展開

大量の映像データの処理及び解析に係る技術力は当社グループの競争力の源泉であり、事業の成長を支える基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えております。優秀な技術者の採用や先端技術への投資・モニタリング等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。また、映像プラットフォームとしての価値向上のために、自社サービスの追加開発や、他社のソリューションが提供しやすい仕組みを継続的に開発し続けます。

##### ④ 利益及びキャッシュ・フローの創出（収益化）

当社グループは、事業拡大を目指し、開発投資や販売促進活動等に積極的に投資を進めており、2025年12月期は営業損失を計上しております。当社グループの収益の中心は、サブスクリプション方式でお客様に提供しており、継続して利用されることで収益が積みあがるストック型の収益モデルになります。一方で開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、中長期的なキャッシュ・フロー、利益の最大化のために短期的には赤字が先行することが一般的です。当社グループでは事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積みあがることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下し、将来的には持続的にキャッシュ・フロー、利益を創出できる体質に改善すると見込んでおります。

#### (5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
映像プラットフォーム事業	クラウド録画型映像プラットフォーム「Safie」の開発・運営及び関連サービスの提供

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

本社	東京都品川区
関西支店	大阪府大阪市

#### (7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

##### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
548 (15) 名	78名増 (4名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

##### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
534 (15) 名	68名増 (4名増)	35.4歳	2.9年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	892千円

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 55,729,765株  
 (3) 株主数 8,408名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
佐 渡 島 隆 平	13,264千株	23.82%
下 崎 守 朗	4,695	8.43
ソニーネットワークコミュニケーションズ 株 式 会 社	4,640	8.33
森 本 数 馬	4,140	7.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,177	5.70
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	2,600	4.67
キャノンマーケティングジャパン株式会社	2,600	4.67
関 西 電 力 株 式 会 社	1,920	3.45
GOVERNMENT OF NORWAY	1,100	1.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012	823	1.48

(注) 持株比率は発行済株式の総数より自己株式数（32,532株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）3名に対して普通株式20,432株、社外取締役1名に対し普通株式5,108株を譲渡制限付株式の付与のため、2025年4月11日付で交付いたしました。

### (6) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数

1. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は218,000株増加しております。
2. 譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は61,915株増加しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐 渡 島 隆 平	CEO
取 締 役	森 本 数 馬	開発本部長兼CTO
取 締 役	古 田 哲 晴	経営管理本部長兼CFO
取 締 役	岩 田 彰 一 郎	株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメント 代表取締役社長 エステー株式会社 社外取締役 Arithmer株式会社 社外取締役 株式会社Hacobu 社外取締役 ロート製薬株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	中 島 早 香	レンティオ株式会社 社外監査役 株式会社Mellow 社外監査役
監 査 役	工 藤 克 己	株式会社AIR-U 社外監査役
監 査 役	岡 田 淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナ ワングラネット株式会社 社外監査役 株式会社エクシオホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役岩田彰一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中島早香氏、監査役工藤克己氏及び監査役岡田淳氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役中島早香氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、常勤での監査等委員としての経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
4. 監査役工藤克己氏は、事業会社の取締役等を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
5. 監査役岡田淳氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
6. 社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。
7. 当社は、社外取締役岩田彰一郎氏、社外監査役中島早香氏および社外監査役工藤克己氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

#### ① 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員

#### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

### (5) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

##### 1) 報酬の体系

当社の取締役（社外取締役を含む。以下同様。）の報酬は、金銭による基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成する。なお、各業務執行取締役について、今後業績連動報酬が、各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、さらにこれを組み合わせた報酬体系とする。

## 2) 報酬の水準

当社の業務執行取締役の報酬水準は、当社の中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目標とする。また、当社の社外取締役の報酬水準は、当社の業務の適正を確保するため、財務、会計、法務等、専門的知見を有し、株主の目線に立った、適切な意見を経営に反映させることができる人材及び当社の中長期的な成長戦略の実現に必要な専門的知見を有し、当社の中長期的な成長を担うことができる人材を確保、維持できる水準を目標とする。

### 2. 金銭による固定報酬である基本報酬の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の個人別の取締役の金銭による基本報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業との比較及び当社の業績並びに財務状況を考慮しつつ、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給する。

### 3. 非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の内容及び額若しくは数並びに算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に対して、中長期的な業績向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、毎年一定の時期に（主に定時株主総会後に速やかに）、株主総会において金銭による基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内にて、譲渡制限付株式報酬を支給する。譲渡制限付株式報酬の支給額については、基本報酬と比較して過大にならない範囲で、個別の取締役の職責、業績等を総合的に考慮して決定する。

### 4. 金銭による固定報酬である基本報酬の額及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の各業務執行取締役の報酬の種類ごとの割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、当社の企業価値の継続的な向上への適切なインセンティブとして機能するよう設計する。

### 5. 取締役の個人別の報酬額についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において本決定方針に従い業績の状況、経営環境等を勘案し、独立社外取締役、代表取締役、社外有識者の3名からなる報酬諮問委員会で検討し作成した報酬案について、取締役会において妥当性について審議した上で決定する。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	68,442 (9,765)	49,370 (6,000)	－ (－)	19,072 (3,765)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	18,504 (18,504)	18,504 (18,504)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	86,946 (28,269)	67,874 (24,504)	－ (－)	19,072 (3,765)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2021年3月31日開催の第7回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。また、2023年3月30日開催の第9回定時株主総会において、当社の社外取締役を含めた取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の社外取締役を含めた取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の制度を導入することを決議いただきました。当制度による報酬は、上記の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）としています。上記金額はその譲渡制限付株式報酬を含んでおります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2021年3月31日開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- ③ 社外役員が子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役岩田彰一郎氏は、株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメントの代表取締役社長、エステー株式会社、Arithmer株式会社、株式会社Hacobu及びロート製菓株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役中島早香氏は、レンティオ株式会社及び株式会社Mellowの社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
  - ・監査役工藤克己氏は、株式会社AIR-Uの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役岡田淳氏は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業のパートナー、ワンダープラネット株式会社及び株式会社エクシオホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	岩田彰一郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	中島早香	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会14回のうち全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役としてまた、公認会計士としての専門的見地から、主にガバナンス及び財務・会計等の観点から適宜発言を行っております。
監査役	工藤克己	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会14回のうち全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、経営に関する豊富な経験と知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	岡田淳	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会14回のうち全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等に基づき適宜発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,420千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,420千円

- (注) 1. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬3,456千円を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針及び買収への対応方針については、特に定めておりません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

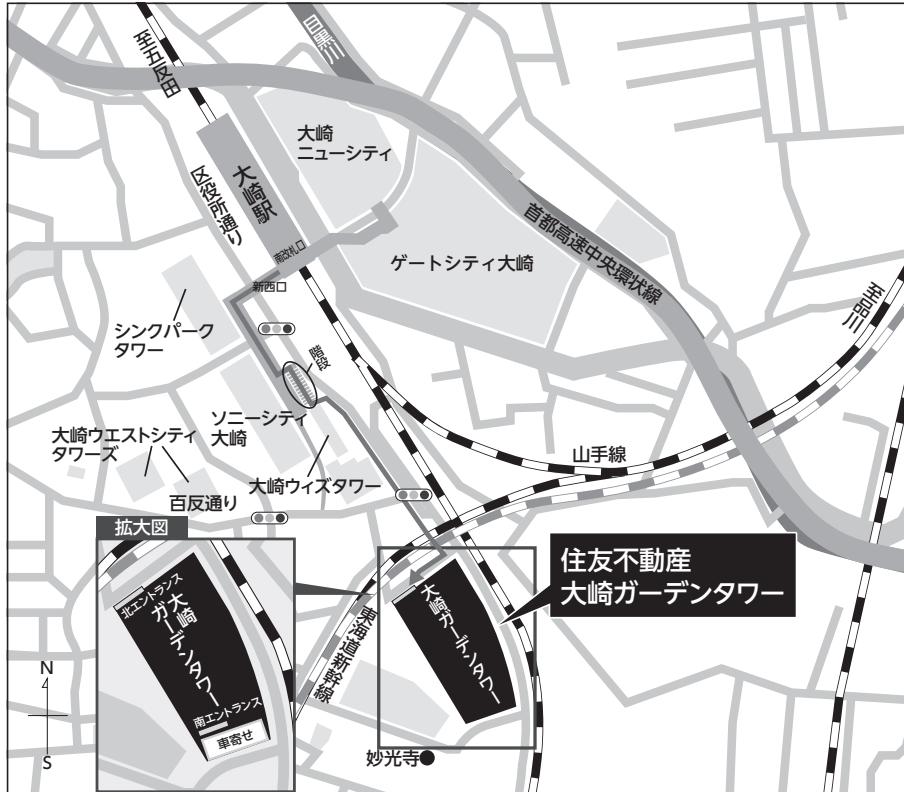
当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けています。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。そのため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当については、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しています。



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区西品川一丁目1番1号  
住友不動産大崎ガーデンタワー17階  
当社セミナールーム  
TEL 03-6372-1276



交通 JR他各線 大崎駅 南改札口 徒歩10分